

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人山形大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

山形大学の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員、類似事業を実施している民間法人や独立行政法人等のほか、国・地方公共団体が運営する教育・研究機関のうち、常勤職員数(当該法人約2,000人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる、以下の法人等を参考とした。

(1) 国立大学法人山口大学…当該法人は、同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施している(常勤職員数約1,800人)。公表資料によれば、平成26年度の長の年間報酬額は17,402千円であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本俸額等を勘案すると、17,055千円と推定される。同様の考え方により、理事については10,457千円～14,746千円、監事(常勤)については10,457千円～11,628千円と推定される。

(2) 事務次官年間報酬額…22,491千円

(3) 人数規模が同規模である民間企業の役員報酬…31,590千円

② 平成27年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬への業績反映の状況については、本学が定める役員に支給する期末手当(賞与)において、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその役員の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、期末手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成27年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末手当から構成されている。月額については、国立大学法人山形大学役員給与規程に則り、本給(1,055,000円)に通勤手当(該当なし)及び寒冷地手当(17,100円(11月から翌年3月までの間))を加算して算出している。期末手当についても、国立大学法人山形大学役員給与規程に則り、期末手当基準額(本給+本給×100分の45)に6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の155を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた支給割合を乗じて得た額としている。なお、期末手当においては、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその役員の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、期末手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

なお、平成27年度においては、給与法の改定に準拠し、基本給月額の引き上げ(各号俸とも1,000円増)を実施している。また、平成27年12月期末手当の支給率を100分の155から100分の165とした場合に得られる差額相当分を特例一時金として支給している。

理事

役員報酬支給基準は、月額及び期末手当から構成されている。月額については、国立大学法人山形大学役員給与規程に則り、本給(720,000円～912,000円)に通勤手当(4,200円～55,000円)及び寒冷地手当(9,800円～17,100円(11月から翌年3月までの間))を加算して算出している。期末手当についても、国立大学法人山形大学役員給与規程に則り、期末手当基準額(本給+本給×100分の45)に6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の155を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた支給割合を乗じて得た額としている。なお、期末手当においては、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその役員の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、期末手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

なお、平成27年度においては、給与法の改定に準拠し、基本給月額の引き上げ(各号俸とも1,000円増)を実施している。また、平成27年12月期末手当の支給率を100分の155から100分の165とした場合に得られる差額相当分を特例一時金として支給している。

監事

役員報酬支給基準は、月額及び期末手当から構成されている。月額については、国立大学法人山形大学役員給与規程に則り、本給(648,000円)に通勤手当(2,000円)及び寒冷地手当(17,100円(11月から翌年3月までの間))を加算して算出している。期末手当についても、国立大学法人山形大学役員給与規程に則り、期末手当基準額(本給+本給×100分の45)に6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の155を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた支給割合を乗じて得た額としている。なお、期末手当においては、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその役員の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、期末手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

なお、平成27年度においては、給与法の改定に準拠し、基本給月額の引き上げ(各号俸とも1,000円増)を実施している。また、平成27年12月期末手当の支給率を100分の155から100分の165とした場合に得られる差額相当分を特例一時金として支給している。

監事(非常勤)

役員報酬支給基準は、月額で構成されている。月額については、国立大学法人山形大学役員給与規程に則り、非常勤役員手当(300,000円)としている。

なお、平成27年度での改定はない。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成27年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	17,411	12,660	4,665	85 (寒冷地手当)			
A理事	14,044	10,008	3,688	262 (通勤手当) 85 (寒冷地手当)		3月31日	
B理事	12,843	9,312	3,431	50 (通勤手当) 49 (寒冷地手当)		3月31日	
C理事	15,113	10,944	4,033	50 (通勤手当) 85 (寒冷地手当)		3月31日	
D理事	14,441	10,008	3,688	660 (通勤手当) 85 (寒冷地手当)		3月31日	
E理事	12,068	8,640	3,184	158 (通勤手当) 85 (寒冷地手当)		3月31日	◇
A監事	10,751	7,776	2,865	24 (通勤手当) 85 (寒冷地手当)		3月31日	*※
B監事 (非常勤)	3,600	3,600	0	0 ()		3月31日	

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「前職」欄の「◇」は役員出向者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

山形大学は、「自然と人間の共生」をテーマとして、学生教育を中心とする大学創り・豊かな人間性と高い専門性の育成・「知」の創造・地域及び国際社会との連携・不断の自己改革の5つの基本理念に立脚して、健全な批判精神に裏付けされた幅広い教養を基に豊かな人間性を育み、基礎学力と高い専門的知識を備え、課題発見・解決能力に優れた人材を育成することを使命とし、将来構想の何よりも学生を大切に、教育を重視するキラリと光る存在感のある大学として発展していけるように、教養教育を基盤とした人材育成・修学支援・基礎的及び先進的研究の推進・地域における文化拠点の形成・魅力ある教育環境づくり・実効性のある大学経営等の取り組みを学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、山形大学の学長は、職員数約2,000名の6学部及び附属病院を有する総合大学の国立大学法人を代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統轄して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長、理事、監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬3,159万円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,249万円と比べてもそれ以下となっている。

山形大学では、学長、理事、監事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額等を踏まえて決定しているが、学長、理事、監事の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものであるとしている。

こうした職務内容の特性や民間企業の役員の年間報酬及び事務次官の年間給与との比較を踏まえると、給与水準は妥当であると考えられる。

理事

山形大学は、「自然と人間の共生」をテーマとして、学生教育を中心とする大学創り・豊かな人間性と高い専門性の育成・「知」の創造・地域及び国際社会との連携・不断の自己改革の5つの基本理念に立脚して、健全な批判精神に裏付けされた幅広い教養を基に豊かな人間性を育み、基礎学力と高い専門的知識を備え、課題発見・解決能力に優れた人材を育成することを使命とし、将来構想の何よりも学生を大切に、教育を重視するキラリと光る存在感のある大学として発展していけるように、教養教育を基盤とした人材育成・修学支援・基礎的及び先進的研究の推進・地域における文化拠点の形成・魅力ある教育環境づくり・実効性のある大学経営等の取り組みを学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、山形大学の理事は、職員数約2,000名の法人の代表として経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている学長を補佐して、国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行っている。

学長、理事、監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬3,159万円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,249万円と比べてもそれ以下となっている。

山形大学では、学長、理事、監事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額等を踏まえて決定しているが、学長、理事、監事の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものであるとしている。

こうした職務内容の特性や民間企業の役員の年間報酬及び事務次官の年間給与との比較を踏まえると、給与水準は妥当であると考えられる。

監事

山形大学は、「自然と人間の共生」をテーマとして、学生教育を中心とする大学創り・豊かな人間性と高い専門性の育成・「知」の創造・地域及び国際社会との連携・不断の自己改革の5つの基本理念に立脚して、健全な批判精神に裏付けされた幅広い教養を基に豊かな人間性を育み、基礎学力と高い専門的知識を備え、課題発見・解決能力に優れた人材を育成することを使命とし、将来構想の何よりも学生を大切に、教育を重視するキラリと光る存在感のある大学として発展していけるように、教養教育を基盤とした人材育成・修学支援・基礎的及び先進的研究の推進・地域における文化拠点の形成・魅力ある教育環境づくり・実効性のある大学経営等の取り組みを学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、山形大学の監事は、法人の業務を監査し、役員及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査を行っている。

学長、理事、監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬3,159万円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,249万円と比べてもそれ以下となっている。

山形大学では、学長、理事、監事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額等を踏まえて決定しているが、学長、理事、監事の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものであるとしている。

こうした職務内容の特性や民間企業の役員の年間報酬及び事務次官の年間給与との比較を踏まえると、給与水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

山形大学は、「自然と人間の共生」をテーマとして、学生教育を中心とする大学創り・豊かな人間性と高い専門性の育成・「知」の創造・地域及び国際社会との連携・不断の自己改革の5つの基本理念に立脚して、健全な批判精神に裏付けされた幅広い教養を基に豊かな人間性を育み、基礎学力と高い専門的知識を備え、課題発見・解決能力に優れた人材を育成することを使命とし、将来構想の何よりも学生を大切に、教育を重視するキラリと光る存在感のある大学として発展していけるように、教養教育を基盤とした人材育成・修学支援・基礎的及び先進的研究の推進・地域における文化拠点の形成・魅力ある教育環境づくり・実効性のある大学経営等の取り組みを学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、山形大学の監事は、法人の業務を監査し、役員及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査を行っている。

学長、理事、監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬3,159万円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,249万円と比べてもそれ以下となっている。

山形大学では、学長、理事、監事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額等を踏まえて決定しているが、学長、理事、監事の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものであるとしている。

こうした職務内容の特性や民間企業の役員の年間報酬及び事務次官の年間給与との比較を踏まえると、給与水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成27年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年 月			
C理事	千円 5,839 (44,383)	年 月 5 0 (35) (0)	3月31日		
A監事	千円 3,319	年 月 4 0	3月31日		*※

注1:C理事については、役員在職期間を役員退職手当規定に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

注2:「前職」欄の「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
C理事	<p>平成23年4月から平成28年3月までの5年間、理事として在籍。その間の国立大学法人評価委員会の評価はいずれも順調に進んでいる、又は計画的に取り組んでいることが認められたところである。山形大学は、「自然と人間の共生」をテーマとして、学生教育を中心とする大学創り・豊かな人間性と高い専門性の育成・「知」の創造・地域及び国際社会との連携・不断の自己改革の5つの基本理念に立脚して、健全な批判精神に裏付けされた幅広い教養を基に豊かな人間性を育み、基礎学力と高い専門的知識を備え、課題発見・解決能力に優れた人材を育成することを使命とし、将来構想の何よりも学生を大切に、教育を重視するキラリと光る存在感のある大学として発展していけるように、教養教育を基盤とした人材育成・修学支援・基礎的及び先進的研究の推進・地域における文化拠点の形成・魅力ある教育環境づくり・実効性のある大学経営等の取り組みを学長のリーダーシップの下で推進している。</p> <p>そうした中で、当該理事は、職員数約2,000名の法人の代表として経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている学長を補佐して、国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行ってきた。</p> <p>役員の退職手当の増額・減額については、役員としての在職期間における業績を勘案し、経営協議会の議を経て、これを増額し、又は減額することができるとしている。当該理事の業績評価率については、総合的に勘案して1.0としており、退職手当の水準は妥当であると判断している。</p>
A監事	<p>平成24年4月から平成28年3月までの4年間、監事として在籍。その間の国立大学法人評価委員会の評価はいずれも順調に進んでいる、又は計画的に取り組んでいることが認められたところである。山形大学は、「自然と人間の共生」をテーマとして、学生教育を中心とする大学創り・豊かな人間性と高い専門性の育成・「知」の創造・地域及び国際社会との連携・不断の自己改革の5つの基本理念に立脚して、健全な批判精神に裏付けされた幅広い教養を基に豊かな人間性を育み、基礎学力と高い専門的知識を備え、課題発見・解決能力に優れた人材を育成することを使命とし、将来構想の何よりも学生を大切に、教育を重視するキラリと光る存在感のある大学として発展していけるように、教養教育を基盤とした人材育成・修学支援・基礎的及び先進的研究の推進・地域における文化拠点の形成・魅力ある教育環境づくり・実効性のある大学経営等の取り組みを学長のリーダーシップの下で推進している。</p> <p>そうした中で、当該監事は、法人の業務を監査し、役員及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査を行ってきた。</p> <p>役員の退職手当の増額・減額については、役員としての在職期間における業績を勘案し、経営協議会の議を経て、これを増額し、又は減額することができるとしている。当該監事の業績評価率については、総合的に勘案して1.0としており、退職手当の水準は妥当であると判断している。</p>

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員報酬への業績反映の状況については、本学が定める役員に支給する期末手当(賞与)において、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその役員の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、期末手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

山形大学職員の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員の平均支給額を参考にした。

(1) 国立大学法人山口大学…当該法人は、教育研究等において類似する国立大学法人であり、法人規模についても同等(常勤職員数約1,800人)となっている。

(2) 国家公務員…平成27年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額408,996円となっており、全職員の平均給与月額は416,455円となっている。

人件費管理の基本方針は、中期目標期間中の予算の年度展開を参考とし、業務運営の改善及び効率化を図り、経費の削減に努めることを念頭に、本学において決定された当初予算の範囲内で運用している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

本学が行う人事評価の結果に基づき、昇給・昇格・降格の実施及び勤勉手当(賞与)の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給割合を決定する。
昇給	毎年1月1日前1年間のその者の勤務成績に応じ、4号俸(特定の幹部職員については3号俸)を標準にして号俸数を決定し、昇給させる。
昇格・降格	昇格: 特に勤務成績が優秀で、かつ、本学が定める必要経験年数等を有している者は、 上位の職務の級に決定することができる。 降格: 勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。
研修・表彰・特別の場合の昇給	研修に参加し成績が特に良好な場合、業務成績の向上・能率増進・発明考案等、職務上特に功績があったこと等により表彰等を受けた場合は、その業績に応じて号俸数を決定し、昇給させる。
年俸制適用職員 業績給	業績給の額は、前年度における勤務を対象として、当該者の業績評価に基づき決定する。

③ 給与制度の内容及び平成27年度における主な改定内容

国立大学法人山形大学職員給与規程に則り、基本給又は年俸及び諸手当(管理職手当, 初任給調整手当, 扶養手当, 地域手当, 広域異動手当, 住居手当, 通勤手当, 単身赴任手当, 衛生管理手当, 産業医手当, 役員業務補佐手当, 放射線取扱主任者手当, 高所作業手当, 爆発物取扱等作業手当, 航空手当, 種雄牛馬取扱手当, 死体処理手当, 防疫等作業手当, 放射線取扱手当, 異常圧力内作業手当, 山上等作業手当, 夜間看護等手当, 入試手当, 免許状更新講習手当, 教員特殊業務手当, 教育実習等指導手当, 多学年学級担当手当, 教育業務連絡指導手当, 極地観測手当, 特勤勤務手当, 義務教育等教員特別手当, 夜間主コース担当手当, フレックスコース担当手当, 超過勤務手当, 休日手当, 夜勤手当, 宿日直手当, 診療従事教員等特別手当, オンコール手当, 時間外救急診療従事手当, 緊急時診療従事調整手当, 診療従事特別調整手当, 特殊面談手当, 看護職員教育指導手当, 分娩リスク手当, セカンドオピニオン手当, 期末手当, 勤勉手当及び寒冷地手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額)に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(基本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の合計額)に給与規程に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、平成27年度では、給与法の改定に準拠し、①基本給月額の引上げ(平均+0.4%)、②管理職手当の引上げ(一般職8級1種116,500円→116,800円, 教育職6級1種142,300円→142,600円)、③初任給調整手当の引上げ(最高50,300円→最高50,500円)、④基本給の調整額の引上げ(基本給月額の引上げに伴い、調整基本額の一部を引上げ)を実施した。

(平成28年2月分までの分は特例一時金として差額相当分を支給した。)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成27年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 1,570	歳 43	千円 6,498	千円 4,852	千円 52	千円 1,646
事務・技術	人 354	歳 42.1	千円 5,405	千円 4,067	千円 71	千円 1,338
教育職種 (大学教員)	人 661	歳 48.5	千円 8,370	千円 6,209	千円 54	千円 2,161
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 395	歳 35.1	千円 4,613	千円 3,475	千円 33	千円 1,138
技能・労務職種	人 10	歳 46.2	千円 4,802	千円 3,614	千円 65	千円 1,188
教育職種 (附属高校教員)	人 20	歳 42.1	千円 7,021	千円 5,302	千円 57	千円 1,719
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 38	歳 42	千円 6,725	千円 5,067	千円 56	千円 1,658
医療職種 (病院医療技術職員)	人 85	歳 40.5	千円 5,155	千円 3,867	千円 41	千円 1,288
その他医療職種 (看護師)	人 4	歳 47	千円 5,480	千円 4,085	千円 31	千円 1,395
指定職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	16	63.1	3,675	3,118	80	557
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	11	63.4	3,794	3,209	87	585
個別契約任期付職員 (賞与有)	4	62.8	3,085	2,626	53	459

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	55	43.8	4,002	3,499	45	503
事務・技術	25	39.6	2,478	1,968	57	510
教育職種 (大学教員)	19	43.9	3,721	3,050	48	671
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	3	61.2	2,914	2,194	18	720
医療職種 (病院医療技術職員)	該当者なし					
特任教授	該当者なし					
産学連携教授	4	62	13,335	13,335	6	0
教育職種 (大学教員・年俸制)	4	38	6,348	6,348	16	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、守衛、自動車運転手、用務員等の業務を行う職種を示す。

注3:「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を示す。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:「医療職種(病院医療技術職員)」とは、薬剤師、レントゲン技師、検査技師、栄養士等の業務を行う職種を示す。

注6:「その他医療職種(看護師)」とは、病院以外に勤務する看護師を示す。

注7:「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注8:「非常勤職員」とは、国家公務員の非常勤職員相当の職員で、1年の任期を付して雇用された職員を示す。

注9:再任用職員「事務・技術」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定される

おそれのあることから、人数以外は記載していない。

注10:任期付職員及び在外職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

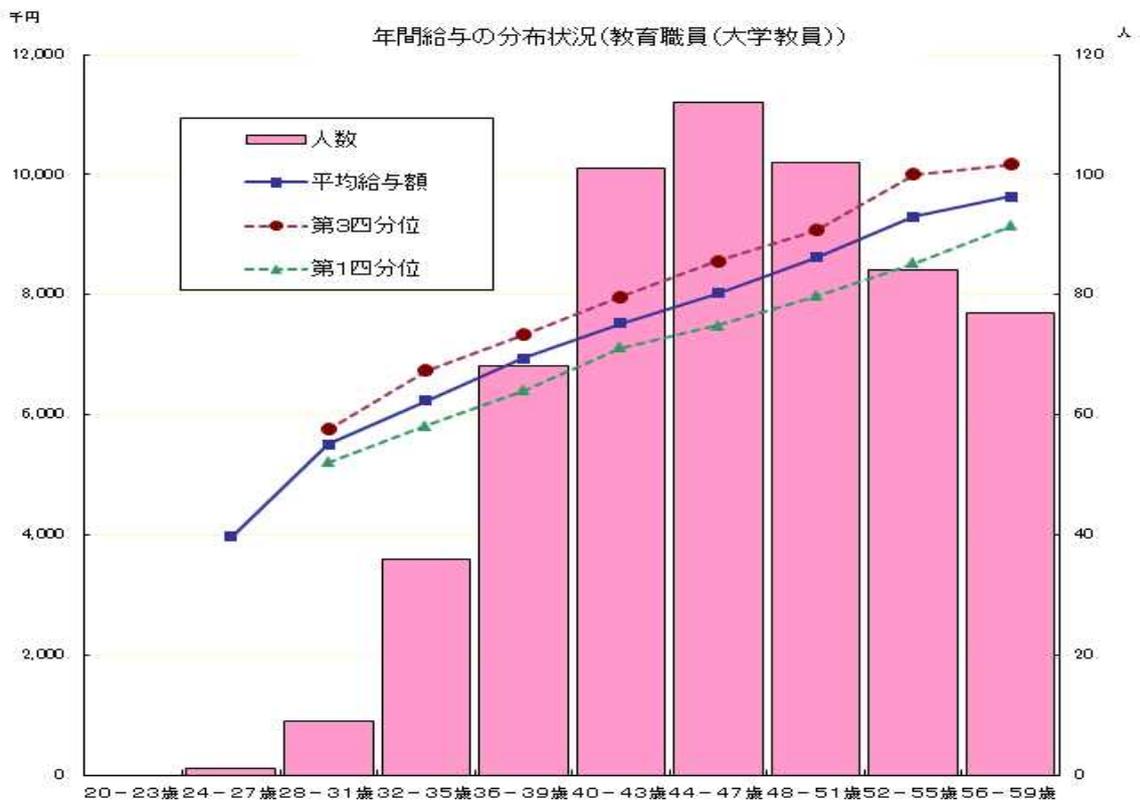
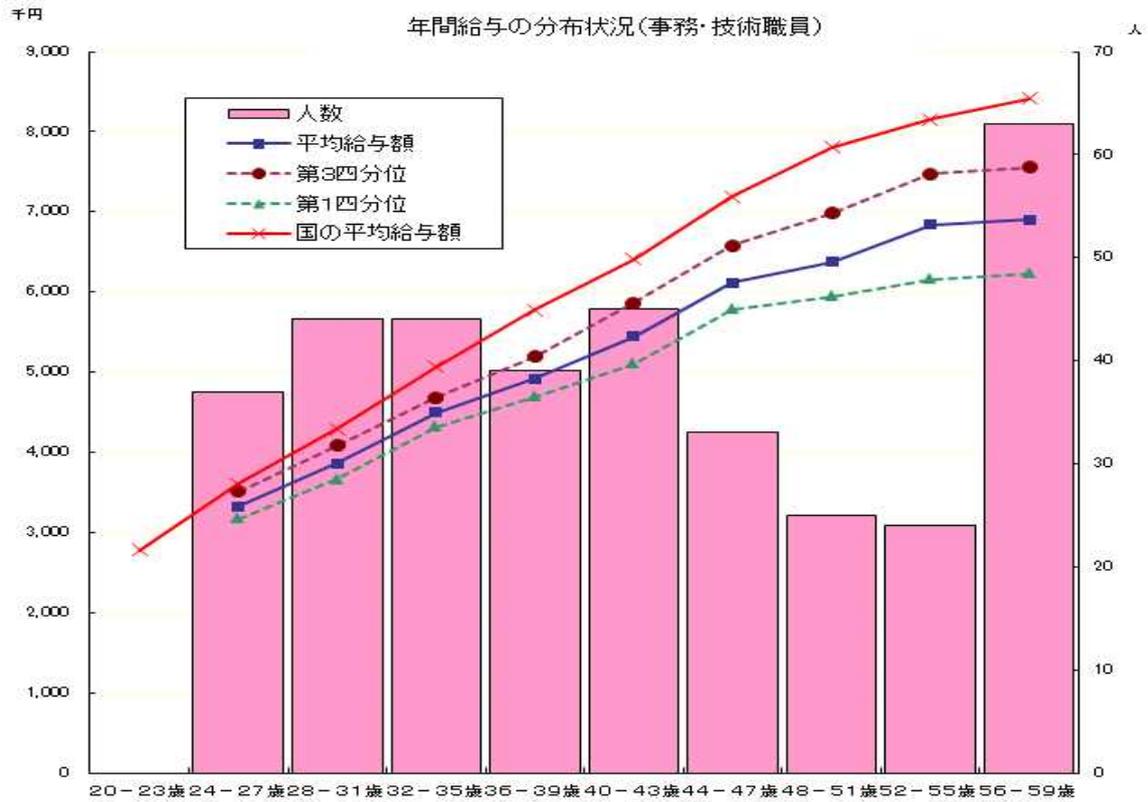
[年俸制適用者]

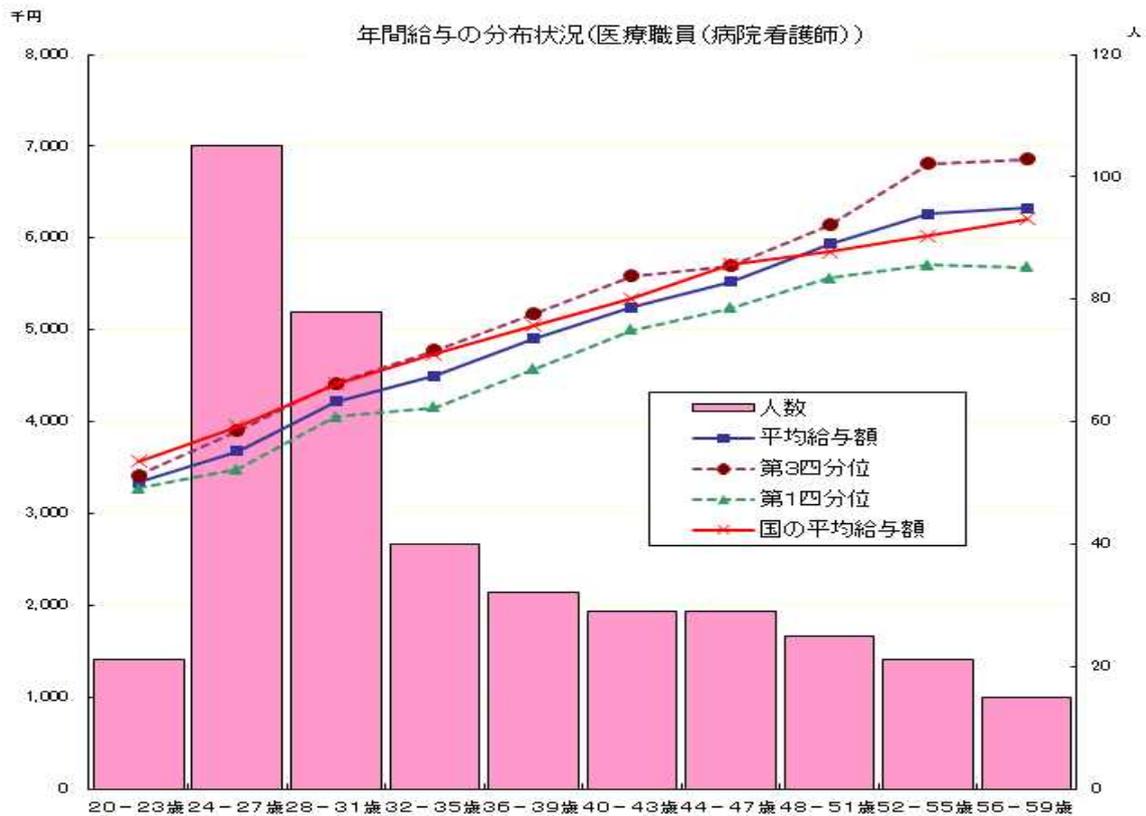
区分	人員	平均年齢	平成27年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 3	歳 50.8	千円 10,100	千円 7,530	千円 117	千円 2,570
教育職種 (大学教員)	人 3	歳 50.8	千円 10,100	千円 7,530	千円 117	千円 2,570

任期付職員	人 137	歳 36.8	千円 4,995	千円 4,725	千円 37	千円 270
事務・技術	人 13	歳 44	千円 4,643	千円 4,643	千円 63	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 29	歳 49.6	千円 6,993	千円 6,993	千円 56	千円 0
医療職種 (病院医師)	人 57	歳 33.2	千円 4,195	千円 4,195	千円 17	千円 0
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人 32	歳 27.1	千円 3,365	千円 3,365	千円 39	千円 0
事務・技術(個別契約 任期付職員(賞与有))	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種(個別契約任 期付教員(賞与有))	人 4	歳 50	千円 16,156	千円 7,506	千円 101	千円 8,650

注1:「事務・技術(個別契約任期付職員)」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]





注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
部長	6人	58.3歳	8,240千円	8,880～7,571千円
課長	47人	54.2歳	7,383千円	8,864～6,192千円
課長補佐	52人	49.1歳	6,293千円	7,224～5,476千円
係長	74人	46.8歳	5,694千円	7,148～4,037千円
主任	92人	38.4歳	4,796千円	6,213～3,750千円
係員	83人	29.4歳	3,636千円	4,749～2,740千円

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
教授	249人	55.5歳	9,731千円	13,369～7,977千円
准教授	225人	46.3歳	7,951千円	10,103～5,563千円
講師	51人	44.9歳	7,648千円	9,072～5,328千円
助教	129人	40.6歳	6,659千円	7,912～4,842千円
助手	3人	38.8歳	5,309千円	6,405～3,972千円
教務職員	4人	40.8歳	4,958千円	5,601～3,866千円

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
看護部長	1人			～
副看護部長	5人	57.3歳	7,070千円	7,342～6,793千円
看護師長	23人	50.1歳	6,651千円	7,297～5,585千円
副看護師長	42人	41.0歳	5,400千円	6,374～4,170千円
看護師	324人	32.9歳	4,282千円	6,128～3,132千円

注:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び平均給与の平均額については記載していない。

④ 賞与(平成27年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.4%	63.5%	62.5%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.6%	36.5%	37.5%
	最高～最低	48.2～33.4%	54.5～32.8%	51.2～33.3%
一般職員	一律支給分(期末相当)	61.7%	64.5%	63.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.3%	35.5%	36.8%
	最高～最低	49.5～33.2%	46.6～30.7%	44.0～31.9%

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	59.2%	62.3%	60.8%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	40.8%	37.7%	39.2%
	最高～最低	49.5～35.5%	54.6～32.9%	51.3～34.2%
一般職員	一律支給分(期末相当)	62.1%	64.7%	63.4%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.9%	35.3%	36.6%
	最高～最低	51.8～34.0%	46.6～31.8%	48.0～33.2%

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	61.4%	64%	62.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.6%	36%	37.3%
	最高～最低	49.5～34.7%	46.6～32.2%	44.3～33.4%

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 85. 2 ・年齢・地域勘案 93. 4 ・年齢・学歴勘案 85. 6 ・年齢・地域・学歴勘案 93. 6 (参考)対他法人 96. 2
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 32.4% (国からの財政支出額 13,177百万円, 支出予算の総額 40,445百万円:平成27年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成26年度決算)</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出額が100億円以上であるが、対国家公務員(行政職(一))との給与水準(年額)の比較指標は100以下であり、累積欠損額が0円であることから、給与水準は適正なものとなっている。</p> <p>【文部科学大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	引き続き適正であるよう努めたい。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 96. 7 ・年齢・地域勘案 99. 4 ・年齢・学歴勘案 95. 8 ・年齢・地域・学歴勘案 98. 4 (参考)対他法人 95. 9
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 32.4% (国からの財政支出額 13,177百万円, 支出予算の総額 40,445百万円:平成27年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成26年度決算)</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出額が100億円以上であるが、対国家公務員(医療職(三))との給与水準(年額)の比較指標は100以下であり、累積欠損額が0円であることから、給与水準は適正なものとなっている。</p> <p>【文部科学大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	引き続き適正であるよう努めたい。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 93. 6

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成27年度の教育職員と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

4 モデル給与

【事務職員】

- 22歳(大卒初任給, 独身)
月額 177,900 円 年額給与 2,626,000 円
- 35歳(主任, 配偶者・子1人)
月額 295,100 円 年額給与 4,787,000 円
- 45歳(上席係長, 配偶者・子2人)
月額 388,000 円 年額給与 6,372,000 円

【教育職員(大学教員)】

- 25歳(修士課程修了初任給, 独身)
月額 238,800 円 年額給与 3,524,000 円
- 35歳(准教授, 配偶者・子1人)
月額 423,300 円 年額給与 6,968,000 円
- 45歳(教授, 配偶者・子2人)
月額 521,000 円 年額給与 8,676,000 円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

本学が行う人事評価の結果に基づき、昇給・昇格・降格の実施及び勤勉手当(賞与)の増減を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給割合を決定する。
昇給	毎年1月1日前1年間のその者の勤務成績に応じ、4号俸(特定の幹部職員については3号俸)を標準にして号俸数を決定し、昇給させる。
昇格・ 降格	昇格: 特に勤務成績が優秀で、かつ、本学が定める必要経歴年数等を有している者は、上位の職務の級に決定することができる。 降格: 勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。
研修・ 表彰・ 特別の場 合の昇給	研修に参加し成績が特に良好な場合、業務成績の向上・能率増進・発明考案等、職務上特に功績があったこと等により表彰等を受けた場合は、その業績に応じて号俸数を決定し、昇給させる。
年俸制 適用職員 業績給	業績給の額は、前年度における勤務を対象として、当該者の業績評価に基づき決定する。

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 11,909,702	千円 12,066,296	千円 11,616,457	千円 11,618,992	千円 12,301,201	千円 12,238,794
退職手当支給額 (B)	千円 1,145,823	千円 1,359,895	千円 1,347,843	千円 1,205,414	千円 1,391,546	千円 839,076
非常勤役職員等給与 (C)	千円 3,199,501	千円 3,591,644	千円 3,786,215	千円 4,231,622	千円 4,213,709	千円 4,422,764
福利厚生費 (D)	千円 1,805,473	千円 1,940,325	千円 1,953,058	千円 2,200,270	千円 2,209,959	千円 2,307,253
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 18,060,499	千円 18,958,160	千円 18,703,573	千円 19,256,298	千円 20,116,415	千円 19,807,889

注1: 「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(13)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2: 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」の対前年度比の増減要因

「給与、報酬等支給総額」:職員の計画的な採用人事、業務改善による超過勤務手当の減少等により結果的に減(前年度比-0.5%)となったと思われる。

「最広義人件費」:「給与、報酬等支給総額」の減(前年度比:-0.5%)、「退職手当支給額」の減(前年度比:-39.7%)、及び新設事業の開始における「非常勤役職員等給与」の増(前年度比:5.0%)により、結果的に1.5%の減となったものと思われる。

②「退職手当支給額」の対前年度比の増減要因

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」に準じた改正に伴い、退職手当規程上設けられている「調整率」を、平成26年7月1日以降は100分の87に引き下げている。また、支給額の高い教職員の退職者が減少したため、「退職手当支給額」は減(前年度比:-39.7%)となったと思われる。

Ⅳ その他

特になし